

## 議案第24号

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項  
に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれか  
に該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、  
特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未  
満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者  
による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子  
どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教  
育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設  
の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「(同項第2号に係る部分に限る。)」を加え  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。